

制定：2004年4月1日

改定：2019年4月1日

AW検定（建築鉄骨溶接技量検定）  
試験運用規定国外工場受験細則

一般社団法人 AW検定協会  
資格検定委員会

（適用範囲）

第1条 日本国外の工場が検定試験を受験する際の受験対象者および受験資格に関する細則を定める。

（受験対象者）

第2条 各検定試験の受験対象者は、下記による。

- (1) 工場溶接試験（鋼製エンドタブ、代替エンドタブ）の受験対象者は、工場溶接試験運用規定の第1条による。
- (2) 工事現場溶接試験（鋼製エンドタブ、代替エンドタブ）の受験対象者は、工事現場溶接試験運用規定の第1条による。
- (3) 鋼管溶接試験の受験対象者は、鋼管溶接試験運用規定の第1条による。

（受験資格）

第3条 各検定試験を受験する溶接技能者は、下記による。

- (1) 工場溶接試験（鋼製エンドタブ、代替エンドタブ）の受験資格者は、工場溶接試験運用規定の第4条による。
- (2) 工事現場溶接試験（鋼製エンドタブ、代替エンドタブ）の受験資格者は、工事現場溶接試験運用規定の第4条による。
- (3) 鋼管溶接試験の受験資格者は、鋼管溶接試験運用規定の第4条による。
- (4) 上記に定める以外の受験資格については、付表による。

（隅肉溶接試験の免除）

第4条 隅肉溶接試験を免除する者は、工場溶接試験運用規定の第6条による。

（細則の改廃等）

第5条 本規定を改正又は廃止するときは、資格検定委員会で審議し、理事会の承認を得るものとする。

2. 本規定に定めのない事項については、該当する各試験運用規定の定めによる。
3. 本規定に定めのない事項、各試験運用規定に定めのない事項については、資格検定委員会で審議し、必要に応じて理事会の承認を得るものとする。

付表（JIS 資格と外国資格との対比）

	JIS	AWS	備考
工場 溶接	<受験資格> SA-2 F,3 F SN-2 F,3 F	GMAW 又は FCAW の1 G,2 G,3 G,5 G,6 G (板厚 9mm 以上) のいずれか	
現場 溶接	<受験資格> SA-2 H,3 H SN-2 H,3 H SA-2 P,3 P SN-2 P,3 P SS-2 H,3 H SS-2 P,3 P のいずれか	GMAW 又は FCAW の2 G,5 G,6 G (板厚 9mm 以上) のいずれか	